

医政地発 0710 第 1 号  
平成 30 年 7 月 10 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
( 公 印 省 略 )

診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出  
及び挿入後の線源の取扱いについて

診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者及び線源の取扱いについては、医療法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 50 号) 第 30 条の 15 の規定に基づき、「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出について」(平成 15 年 3 月 13 日付け医薬安発第 0313001 号厚生労働省医薬局安全対策課長通知) 及び「患者に永久的に挿入された診療用放射線照射器具 (ヨウ素 125 シード、金 198 グレイン) の取扱いについて」(平成 15 年 7 月 15 日付け医政指発第 0715002 号厚生労働省医政局指導課長通知) により、適切な管理をお願いしてきたところである。

今般、診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出基準について、平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金 (地域医療基盤開発推進研究事業) による「新たな治療手法に対応する医療放射線防護に関する研究」(主任研究者: 細野眞近畿大学医学部放射線医学教室教授) における近年の放射線防護に関する国際的な知見に基づく退出基準の変更に係る提案を踏まえ、「医療放射線の適正管理に関する検討会」において、近年の ICRP の勧告の取り入れ等が議論され、「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いに関する指針」(別添) がとりまとめられた。今後、診療用放射線照射器具を用いた治療については、同指針を参考に、安全性に配慮して実施するよう、関係者への周知徹底方お願いする。

なお、本通知をもって、「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出について」(平成 15 年 3 月 13 日付け医薬安発第 0313001 号厚生労働省医薬局安全対策課長通知) 及び「患者に永久的に挿入された診療用放射線照射器具 (ヨ



ウ素 125 シード、金 198 グレイン) の取扱いについて」(平成 15 年 7 月 15 日付  
け医政指発第 0715002 号厚生労働省医政局指導課長通知) は廃止する。